

蓮美幼児学園西小山ナーサリー 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	宗教法人 光聖寺
所 在 地	大阪市天王寺区生玉寺町 2-6
電 話 番 号	0 6 - 6 7 7 9 - 1 1 5 2
代表者氏名	代表役員 秋田 光哉

2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	蓮美幼児学園西小山ナーサリー
事 業 所 番 号	
施 設 の 所 在 地	目黒区原町 1-14-20
ホ ー ム ペ ー ジ	http://renbi.com/
連 絡 先	電話番号 0 3 - 3 7 1 0 - 4 1 5 2 FAX 0 3 - 3 7 1 0 - 4 1 5 3
管 理 者	園長 高橋 明美
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
認 可 定 員	0 歳 児 6 人 1 歳 児 8 人 2 歳 児 1 0 人 3 歳 児 1 2 人 4 歳 児 1 2 人 5 歳 児 1 2 人
利 用 定 員	満 3 歳以上の児童 3 6 人 満 1 歳以上満 3 歳未満の児童 1 8 人 満 1 歳未満の児童 6 人
開 設 年 月 日	平成 2 6 年 7 月 1 日

3 施設の目的・運営方針

蓮美幼児学園西小山ナーサリー（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- （1） 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- （2） 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。

- (3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

園 舎	構 造	鉄骨コンクリート造 3 階建て
	延べ面積	394.59 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
職員室兼医務室	1 室	
沐浴室	1 室	
保育室	2 室	2 階 1 フロアをロッカーにて仕切り、(0 歳児)、(1 歳児) (2 歳児) で使用 3 階 1 フロアを可動間仕切りにて仕切り、(3 歳児)、(4 歳児)、(5 歳児) で使用
給食室	1 室	
多目的トイレ	1 室	

5 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成 29 年 3 月 31 日厚労告第 117）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記 8 に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 特色

教育のできる保育、かしこいあたま・やさしいところ・じょうぶなからだ「知・情・体 三位一体の総合乳幼児教育」を実践いたします。ネイティブ英語講師による英会話保育活動、体育専任講師による運動の保育活動を実践。

(3) 送迎

登降園については、原則として保護者が付き添うものとし、車での送迎は禁止とする。

(4) その他

延長保育、特別支援保育を実施します。

6 職員の職種、員数及び職務の内容（栄養士については別掲） 4月1日現在

職 種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1	1	0	
主任 保育士	園長を助け、命を受けて園務の一部を 整理、園児の保育をつかさどる	1	1	0	
保育士	保育に従事し、その計画の立案、実施、 記録及び家庭連絡等の業務を行う	16	12	4	
保健師	健康管理、衛生管理全般	1	1	0	
事務員	園長・主任を助け、園務の一部を整理	1	0	1	

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯（9：00～18：00）8時間勤務
主任保育士	正規の勤務時間帯（9：00～18：00）8時間勤務
保育士	正規の勤務時間帯（7：15～19：15）8時間勤務
保健師	正規の勤務時間帯（8：00～17：00）8時間勤務
事務員	正規の勤務時間帯（9：00～17：00）時間勤務

- ※ シフトにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。
- ※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び日曜・祝日は休園となります

8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時15分から18時15分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、19時15分まで（0歳クラスは除く）の範囲内で、延長保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時から16時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、16時から19時15分（0歳クラスは除く）までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況及び栄養士の配置状況

(1) 食事の提供方法

自園調理 一富士フードサービス株式会社に委託調理

(2) 食事の提供を行う日

通常保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	11時00分頃	15時頃	
1歳児	9時30分頃	11時15分頃	15時頃	
2歳児	9時30分頃	11時30分頃	15時頃	
3歳児		11時50分頃	15時頃	
4歳児		12時00分頃	15時頃	
5歳児		12時00分頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

(3) アレルギー対応状況

除去食対応 ※場合によって弁当をお願いする事があります。

食物アレルギー対応マニュアル有

(4) 栄養士の配置状況

職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園児の栄養指導及び管理	1	1	3	※委託業者社員

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡ください。

※ 遠足等でお弁当を持参頂く場合がございます。

10 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

11 特別支援保育の取組状況

地域社会の中で、特別支援の必要のあるこどもとないこどもが共に育ち合うことを基本的な考え方として特別支援保育を行っています。

12 利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

13 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

14 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 小児科・内科

医療機関の名称	にっとのクリニック
医院長名又は医師名	入戸野 博
所在地	目黒区原町2-1-24
電話番号	03-5704-4092

(2) 歯科

医療機関の名称	碑文谷コート歯科
医院長名又は医師名	原 哲夫
所在地	目黒区目黒本町4-20-10
電話番号	03-3760-2831

15 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

16 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。			
防災設備	・自動火災報知機	有	・誘導灯	有
	・ガス漏れ報知機	無	・非常警報装置	無
	・非常用電源	無	・スプリンクラー	無
	・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理			有

避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。
---------	-------------------------

17 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 年に1回職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

18 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 滝沢 成美 高橋 明美 ・ご利用時間 9:00～18:00 ・電話番号 03-3710-4152 F A X 03-3710-4153 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。
法人相談窓口	本部長 武士俣弥生 電話番号 080-5741-1152
第三者委員	

19 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	ほいくのほけん
保険の内容	① 保育園賠償責任保険、保育園児団体傷害保険、②医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給
保険金額	各保険会社の規定による

20 園児の利用状況（毎年度4月1日現在）

	令和5年度	令和6年度
0歳児	6人	6人
1歳児	7人	8人
2歳児	10人	10人
3歳児	12人	12人
4歳児	7人	12人
5歳児	12人	8人

21 第三者評価の受審

項 目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	受審	東京都福ナビにて公開中

22 子ども・子育て支援法第 39 条第 3 項、第 5 項の規定により公表・公示された旨
なし

23 時間外保育に係る利用者負担

保育標準時間認定の利用者《1～5 歳児クラス》

※0 歳児クラスの通常延長保育は行っておりません。

18：16～19：15 月極延長保育 3,000 円 定員 10 名

※保護者全員の勤務証明が必要となります

スポット延長保育料 30 分毎 600 円

(月額上限 3,000 円)

(最大預かり時間 19 時 15 分※土曜は 18 時 15 分)

19：16～ 時間外保育料 30 分毎 3,000 円

保育短時間認定の利用者

16 時以降のお迎えがある度に、1 時間 600 円の単価で延長代を徴収させていただきます。月初から月末までの期間においてご利用された総時間数に応じて延長代が算出されます。(最大預かり時間 19 時 15 分※土曜は 18 時 15 分)

※保育短時間認定で 18 時 30 分を過ぎると 3,000 円の月額利用料が利用時間単価と別にかかります。

24 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

別表

月間絵本	ぷちワンダー（1歳） 初めて出会う名作絵本（2歳） ワンダーえほん（3歳） ワンダーブック（4歳） ワンダーランド（5歳）	380円 390円 420円 450円 450円
延長保育料金	延長保育を利用した場合	月極延長保育料 3,000円 〈1～5歳〉 スポット保育料（18：16～19：15） 30分毎 600円 （月上限 3,000円） 時間外保育料金（19：16～ ） 30分毎 3,000円 〈0歳児〉 時間外保育料金（18：16～ ） 30分毎 3,000円
ユニフォーム代	ポロシャツ 半ズボン	2,940円 （140cm 3,530円） 1,980円 （140cm 2,380円）